

耐久財等調査票の取り扱いについて

全国消費実態調査については、他の統計調査と比べて重いとされる調査世帯の記入負担を軽減し、非標本誤差の是正・改善を図ることが重点課題であり、下記の性格を有する耐久財等調査票については、第5回分科会までの議論を踏まえ廃止することとし、調査の円滑な実施を図ることとしたい。

記

1. 耐久財等調査票の位置付け

耐久消費財に関する調査は全国消費実態調査を開始した 1959 年より実施しており、生活様式や資産の保有状況の変化等の指標として耐久消費財の普及状況（普及率、所有数量）や、家計が保有する実物資産額の推計に用いることを目的として行ってきた。2014 年調査では家具類、冷暖房用器具、一般家事用品、教養娯楽用品、自動車など約 30 品目について所有数量、取得時期の調査を実施している。

2. 耐久財等調査票の結果利用について

「耐久消費財の普及状況」については、「消費動向調査」（内閣府）において毎年同様の調査が実施されてきていること、行政機関による施策の策定への結果利用が一部にとどまっている（2014 年調査では利用なし）ことから、本調査において普及状況を把握する必要性は薄れてきている。

「家計が保有する実物資産額」については、住宅・土地の不動産に加えて、本来、宝石・貴金属、美術品、骨とう品等の資産を把握する必要があるが、これらの家計資産については調査対象に含めておらず、家計資産の全容を把握する調査とはならない。また、耐久消費財等の額は、住宅・土地資産額の 5 % 程度に過ぎず、調査対象とする耐久消費財は、調査の都度普及状況等を踏まえて変更しており、その範囲については一定しておらず、単純に時系列比較を行うことは難しい面がある。

※ 宝石・貴金属、美術品、骨とう品等の家計資産については、2014 年調査の検討時に実施したアンケート調査において、時価金額を把握していない世帯が 63.1%と3分の2を占め、資産価値を正しく評価できない世帯が多く、調査項目として採用することは困難との結論に至っている。